

手引き（個別編：工事）

島根県電子調達システム（資格申請システム）による  
建設工事入札参加資格申請の手引き  
（個別編）

【令和7・8年度定期申請用】

令和6年10月1日版

島根県土木部土木総務課  
建設産業対策室

【共通編問合せ先、及び、島根県問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
島根県土木部土木総務課 建設産業対策室  
TEL：0852-22-6429 FAX：0852-22-5782

【システム操作に関するヘルプデスク】※電子調達システム（電子入札システム）と共通

TEL：0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

## 目次

はじめに	1
1. 申請の方法	1
2. 申請の期間	1
3. 申請資格について	1
4. 島根県に申請（入札参加資格を希望）できる工事の種別について	3
5. 審査結果について	5
6. 資格の有効期間	5
7. 添付書類の提出について	6
8. 添付書類の作成方法等	11
・建設工事施工実績証明書【様式第3号】	11
・島根県税納税証明について	11
・業態調書【様式第4号】	12
・土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事） 又は舗装工事（特殊舗装は除く）に関する確認書類について	12
・CPDSについて	13
・CPDについて【様式第8号】	13
・しまね・ハツ・建設ブランドの登録状況について	14
・障がい者雇用に関する確認書類について【様式第5号】	14
・「子ども・女性みまもり運動」の活動に関する確認書類について	15
・島根県建設業労働災害防止協会加盟、及び、 同協会主催の現場安全点検パトロール参加実績証明書	15
・労働安全講習受講実績報告書【様式第10号】	15
・建設労働者の福利向上に関する確認資料について	16
・雇用者関係調書【様式第7号】	16
・除雪業務委託に関する確認資料について	17
・防災協定・緊急時対応実績等に関する確認書類について【様式第6号】	17
・消防団協力事業所に関する確認書類について	18
・「ハートフルしまね」の活動に関する確認書類について【様式第9号】	18
・「学校支援企業等」の活動に関する確認書類について	18
・次世代育成支援・一般事業主行動計画策定の確認書類について	18
・しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」、知事表彰企業及び殿堂入り 「プレミアムこっころカンパニー」に関する確認書類	18
・しまね女性の活躍応援企業登録の確認書類について	18
・法面処理工事に関する確認書類について	19
・舗装工事に関する確認書類について	20
9. 問い合わせ先	20
【別添】 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等（1/2、2/2、3/3）	21

## はじめに

この手引きは、島根県と県内16市町が共同開発、共同運営を行う資格申請システムでの申請受付を前提に、令和7・8年度建設工事入札参加資格申請において、島根県への申請に必要な資格、島根県に申請できる工事の種別、島根県の個別審査に必要となる個別添付書類について記述する。この手引きのほか、以下の書類を熟読のうえ資格申請システムにより申請を行うこと。

### 【この手引きの他に確認する資料】

- ・「建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）」  
（以下、「手引き（共通編：工事）」という。）
- ・「建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）」  
（以下、「手引き（操作マニュアル編：工事）」という。）
- ・「建設工事入札参加資格申請の手引き（個別情報編）」  
（以下、「手引き（個別情報編：工事）」という。）

## 1. 申請の方法

「島根県電子調達共同利用システム」を共同開発・共同運営している島根県と県内14市町への申請方法は「**資格申請システム**」を利用したインターネットからの電子申請となります。

申請の方法は手引き（共通編：工事）、手引き（操作マニュアル編：工事）、手引き（個別情報編：工事）を確認のうえ、申請してください。

## 2. 申請の期間

令和6年11月1日（水）から

**①令和6年12月16日（月）**まで又は**②令和7年1月16日（木）**まで

### 【〆切日について】

令和6年1月～9月に経営事項審査を受ける企業は①の期日を申請期間最終日とします。

令和6年10月～12月に経営事項審査を受ける企業は②の期日を申請期間最終日とします。

【注意】 定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日8時～23時のみとなります。したがって、土日・祝日・12月29日から1月3日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意ください。

よって、システム入力には12月16日（月）又は1月16日（木）23時まで完了してください。

※システムの操作方法は手引き（操作マニュアル編：工事）を、添付書類の送付に関する注意事項等に関しては手引き（共通編：工事）を必ず確認してください。

### 3. 申請資格について

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年3月30日島根県告示第273号）の規定に基づき、以下の者は、島根県建設工事の競争入札への参加資格を申請することが出来ません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（下記参照）に該当する者
- ② 暴力団員が実質的に経営を支配する業者、又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

又、次の各号に掲げる要件を満たす者であることが審査により確認できなければ、入札参加資格申請を認定することが出来ません。

- ① 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事は土木一式工事に、法面処理工事はとび土工コンクリート工事に、鋼橋上部工事は鋼構造物工事に含まれます。）について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者。
- ② 令和7年1月1日時点で有効な経営事項審査の結果通知を受けている者。
- ③ 申請しようとする業種について、経営事項審査結果における年間平均完成工事高を有する者。または、審査基準日以降に施工実績が有ることが証明できる者。
- ④ 島根県における県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の未納の徴収金がない者。
- ⑤ 消費税及び地方消費税の未納の税額がない者。
- ⑥ 加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している者。
- ⑦ アスファルト舗装工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあつては、アスファルトフィニッシャーを保有している者（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）で、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用している者。
- ⑧ 法面処理工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあつては、種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械（削孔機械）並びにグランドアンカー施工機械（削孔機械）のいずれかを保有していること（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む）

#### 【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

なお、申請資格に関する重要な事実について虚偽申請を行った者については、認定後であっても入札参加資格を取り消します。

また、島根県から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

#### 4. 島根県に申請（入札参加資格を希望）できる工事の種別について

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年3月30日島根県告示第273号）の規定に基づき、入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種（建設工事の種類）毎に行い、当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は、以下の表のとおりとなるため、許可業種（建設工事の種類）と島根県が定める発注工事種別の組み合わせ毎に、入札参加資格を希望することとなります。

但し、**建設業許可及び経営事項審査を受けていない許可業種（建設工事の種類）については希望することはできません。**

希望の有無は、資格申請システムの「個別情報画面」の入力内容により判定しますので、入力の際には手引き（操作マニュアル編：工事）及び手引き（個別情報編：工事）を確認のうえ慎重に行ってください。

また、入札参加者選定時に必要な情報として希望する工事の選択が必須となります。

**※希望の選択がされていない工種については、認定されませんのでご注意ください。**

なお、島根県が定める発注工事種別の詳しい内容（工事内容の例等）については、別途定める「入札参加資格を認定する許可業種（建設工事の種類）と発注工事種別について」をご確認のうえ入札参加資格の希望に漏れが無いよう注意してください。

**【注意】入札参加資格の希望の変更追加は、定期的に行う追加申請時のみ**となります。随時の変更申請で希望の変更追加は出来ませんので、ご了承ください。

**【認定する許可業種（建設工事の種類）と島根県が定める発注工事種別の組み合わせ表】**

工 事 種 別	認定を受けた建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)

	鋼構造物工事(鋼) しゅんせつ工事(しゅ) 解体工事(解)
アスファルト舗装工事	舗装工事(舗)
特殊舗装工事	舗装工事(舗)
鋼橋上部工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
冷暖房衛生設備工事 (建築物)	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 消防施設工事(消)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と)
維持修繕工事	土木一式工事(土) 舗装工事(舗) 電気工事(電) とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗) 鋼構造物工事(鋼) 解体工事(解)
グラウト工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) 左官工事(左) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) 屋根工事(屋) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋) 板金工事(板) ガラス工事(ガ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内) 建具工事(具) 清掃施設工事(清) 解体工事(解)
管工事 (建築物以外)	管工事(管) 水道施設工事(水)
電気工事	電気工事(電) 消防施設工事(消)
通信設備工事	電気通信工事(通)

(注1) 建設工事は、この表の左欄に掲げる工事種別ごとに発注される。この場合、競争入札に参加することができるのは、同表右欄に掲げる建設工事の種類の実績を受けた者が同表左欄に掲げる工事種別への入札参加を希望する場合とする。

(注2) 下表左欄の工事種別の入札参加資格申請には、「3. 申請資格について」に併せて工事実績、機械保有等、下表右欄の条件が必要となります。

プレストレストコンクリート構造物	土木一式とは別に「プレストレストコンクリート（構造物）」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
法面処理	法面施工に用いる施工機械のいずれかを保有していることが必要。 （継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。） とび土工コンクリートとは別に「法面処理」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
鋼橋上部	鋼構造物とは別に「鋼橋上部」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事	アスファルトフィニッシャーを保有しており（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用していることが必要。 舗装工事の経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績は有しているが、アスファルトフィニッシャーの保有等の条件を満たさない者については、特殊舗装（※）のみ入札参加資格を希望することが出来る。

※特殊舗装 = 橋梁、隧道等のコンクリート舗装や競技場のグラウンド舗装等のアスファルトフィニッシャーを用いない 舗装工事。

## 5. 審査結果について

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果は令和7年3月下旬にシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

また、認定を行わなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

## 6. 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

## 7. 添付書類の提出について

添付書類には、共通添付書類と個別添付書類があり、システムからそれぞれの書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先をご確認のうえ提出してください。

なお、共通添付書類と個別添付書類の送付先が島根県の場合は両書類を1冊のA4版ファイル（黄色）に綴じてお送りください。書類は共通添付書類が上になるようにファイルに綴じ、書類送付票に「共通」、「個別」のインデックスを貼って提出をお願いします。

また、システムの添付ファイルアップロード画面からデータで提出して頂く書類があります。共通添付書類、及び、添付ファイルアップロード画面から提出する書類については、手引き（共通編：工事）を熟読のうえ提出してください。

島根県の個別審査に必要な個別添付書類については、下表のとおりとなりますので提出漏れの無いよう確認のうえ持参又は、郵便若しくは信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

【表1：全ての申請業者が対象となる書類】

（下表の県内＝県内建設業者、県外＝県外建設業者の略）

番号	名称	県内	県外	備考
1	個別添付書類送付票（島根県）	○	○	資格申請システムから出力されるもの
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写）	○	○	資格申請システムから出力されるもの
3	経営事項審査結果通知書（写）	○	○	令和7年1月1日時点で有効なもの ※主に、社会保険の加入確認に使用しますので定期申請時に提出必要。
4	建設工事施工実績証明書【様式第3号】	△	△	経審結果通知書において <b>完成工事高が「0」の業種を申請する場合のみ</b> ※詳細→P 1 1
5	島根県税納税証明書（原本又は写し）	○	○	全税目未納の徴収金がないことの証明（申請日から3ヶ月以内のもの有効） ※納付義務がない者においても、提出必要 ※詳細→P 1 1
6	業態調書【様式第4号】	○	○	資本関係、親子会社関係調書 ※関係する者が無い者においても、無い旨を記入し、提出必要 ※詳細→P 1 2



【表2：土木一式、建築一式工事、法面処理工事又は舗装工事を申請する場合に  
対象となる書類】

※特別点を認定するための書類となりますので、別途ホームページに掲載している  
「令和7・8年度 特別点の概要」をご確認ください。

(下表の県内＝県内建設業者、県外＝県外建設業者の略)

番号	名称	県内	県外	備考
7	土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事又は舗装工事に関する確認書類	△	△	常時雇用している土木一式、建築一式、法面処理、舗装に関する有資格技術者を確認する資料 (最大3名分) ※詳細→P12
8	(一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS学習履歴証明書(写)	△	－	【土木一式工事、法面処理工事、舗装工事を申請する場合のみ】 CPDSの取得ユニット数を確認する書類 ※詳細→P13
9	・(一社)島根県建築士会で発行する「CPD取得単位数の証明書【様式第8-1号】」、「取得単位数一覧表【様式第8-2号】」 ・(一財)建設業振興基金「建築施工管理CPD制度実績証明書【様式第8-3号】」	△	－	【建築一式工事を申請する場合のみ】 CPDの取得単位数を確認する書類  ※建築士CPDと建築施工管理CPDとの重複は出来ない。 ※詳細→P13
10	しまねハツ建設ブランド推奨技術又は登録技術の登録通知(写)	△	－	【土木一式工事、法面処理工事、舗装工事を申請する場合のみ】 推奨技術又は登録技術として島根県土木部技術管理課が登録していることを確認する書類 ※詳細→P14
11	障害者雇用状況調書【様式第5号】	△	－	雇用義務の有無と法定雇用率以上かどうかを確認する書類 ※詳細→P14
12	しまねゆめいくカンパニー認定証(写)	－	－	【土木一式工事、建築一式工事、舗装工事を申請する場合のみ】 関係課よりリストの報告がありますので、確認書類の提出は不要 ※詳細→P15
13	子ども・女性みまもり運動登録事業所として県担当部局へ提出した活動報告書類(写)	－	－	関係課よりリストの報告がありますので、確認書類の提出は不要 ※詳細→P15

14	建設業労働災害防止協会島根県支部加盟、及び、同協会主催の現場安全点検パトロール参加実績	—	—	建設業労働災害防止協会島根支部より、島根県へ活動実績報告がありますので、証明書（写）の提出は不要 ※詳細→P 1 5
15	労働安全講習受講実績報告書【様式第10号】、研修修了証（写）	△	—	指定する労働安全講習の受講実績を確認する書類報告様式に併せて、研修修了証の写しを添付 ※詳細→P 1 5
16	建設業退職金共済事業加入履行証明書 退職一時金制度導入を証明する書類 企業年金制度導入を証明する書類 法定外労働災害補償制度加入証明書	△	—	経営事項審査時に提示した確認書類の写しをそれぞれ添付。左記の4つに関する書類が全て揃っている者のみ提出。 （1つでも無い場合は提出不要） ※詳細→P 1 6
17	雇用者関係調書【様式第7号】 加対象者「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は雇用開始日が確認出来る書類」（写） 及び 「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（直前3年および5年度分）」（写） 及び 「就労証明書」又は「申請直前月の賃金台帳又は源泉徴収票」（写） 及び 合格証（写） 及び 平成31・32（～R3）年度名簿、令和4～5年度名簿に申請した雇用者関係調書【様式第7号】	△	—	29才以下の若年者を申請日前の3年間で新たに雇用したこと 又は 2年以上継続して雇用していることを確認するため、雇用開始日、申請日まで継続して雇用していることを確認する資料。 また、 上記の者が引き続き雇用され、新たに資格（建設業法に係る主任技術者になれる資格（実務経験は除く）または1・2級建設業経理士）を取得したことを確認する書類。 ※既に資格を有している場合の取扱いは詳細ページに記載 ※詳細→P 1 6
18	国または地方公共団体と締結した除雪業務委託及び凍結防止剤散布業務委託の契約書（写）	△	—	【土木一式工事、舗装工事を申請する場合のみ】 除雪等の業務を受注した実績を確認する書類 ※詳細→P 1 7
19	防災協定締結団体加盟証明書、及び、家畜伝染病防疫対策協定締結団体加盟証明書	△	—	県と協定を締結している団体への加盟を確認する書類（申請日から3ヶ月以内のもの有効） ただし、詳細ページに記載の協会との証明書は不要。 ※詳細→P 1 7

20	災害時地域貢献申告書 【様式第6号】	△	－	防災協定は締結していないが緊急時対応を行った実績を確認する書類 ※詳細→P17
21	島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者の登録証（写）	△	－	【建築一式工事を申請する場合のみ】 島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者として登録していることを確認する書類 ※詳細→P17
22	島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証（写・最大2名分）	△	－	【建築一式工事を申請する場合のみ】 島根県地震被災建築物応急危険度判定士が常勤していることを確認する書類 ※詳細→P17
23	島根県被災住宅応急復旧相談員相談員証（写・最大2名分）	△	－	【建築一式工事を申請する場合のみ】 島根県被災住宅応急復旧相談員が常勤していることを確認する書類 ※詳細→P17
24	消防団協力事業所であることが確認できる書類（写）	－	－	関係課より、リストの報告がありますので、確認書類の <b>提出は不要</b> ※詳細→P18
25	島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度（ハートフルしまね）の実施団体としての認定書（写）、ボランティア活動実績調書【様式第9号】	△	－	ハートフルしまねの実施団体として認定を受けていることを確認する書類、及び、ハートフルしまねとしての活動実績を確認する書類 ※詳細→P18
26	島根県教育庁社会教育課が所管する学校支援企業等としての登録が確認できる書類（写）、及び登録事業者としての活動を学校長が証明する書類	△	－	学校支援企業等としての登録している者として活動を実施したことを確認する書類 ※詳細→P18
27	こっころカンパニー認定書（写）	－	－	関係課よりリストの報告がありますので、確認書類の <b>提出は不要</b> ※詳細→P18
28	プレミアムこっころカンパニー表彰状（写）及び殿堂入り	－	－	関係課よりリストの報告がありますので、確認書類の <b>提出は不要</b> ※詳細→P18
29	しまね女性の活躍応援企業の登録証（写）	－	－	関係課よりリストの報告がありますので、確認書類の <b>提出は不要</b> ※詳細→P18

【表 3：法面処理工事及び舗装工事を申請する場合にのみ対象となる書類】

番号	名称	県 県		備考
		内	外	
30	法面処理工事に関する確認書類	△	△	種子吹付機械、モルタル吹付機械、鉄筋挿入機、グラウンドアンカー施工機械の保有状況 及び 法面施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、地すべり防止工事士、のり面ノズルマンを常時雇用していることを確認する資料（※法面に関する技術者の確認資料について、 <b>県外業者は提出不要</b> ）  ※詳細→P 19
31	舗装工事に関する確認書類	△	△	アスファルトフィニッシャー、モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラーの保有状況 及び オペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用していることを確認する資料  ※詳細→P 20

【上表提出書類の注意事項】

(1) ○は必須、△は備考欄に該当する場合のみ必要です。

(2) 添付書類の提出部数は 1部 です。必ず持参又は、郵便若しくは信書便（消印（発送日）が示してあるもの）で提出してください。消印（発送日）が無いもので提出した場合は、無効となる場合もありますので、詳しくは手引き（共通編：工事）【郵便又は信書便以外の提出方法による書類の取り扱いについて】を必ず確認してください。

(3) 審査の都合上、提出書類は上記番号順に市販のA4版ファイル(黄色)に共通添付書類を上にして綴じ、書類送付票に「共通」、「個別」のインデックスを貼って、表紙及び背表紙に会社名を記入して送付（提出）してください。

## 8. 添付書類の作成方法等

### 【すべての申請業者が対象となる書類】

**表 1-4：建設工事施工実績証明書【様式第 3 号】**

- ①経審結果通知書の平均完成工事高が無い業種であって、審査基準日から申請日までの期間に施工実績（完了したものに限り）が有ることが証明できる業種を申請する場合にのみ添付してください。
- ②証明者は発注者（元請工事の場合）又は元請業者（下請工事の場合）となります。
- ③「業種名」欄には建設業法に規定する許可の業種を、「工事請負契約金額」欄には消費税及び地方消費税を含まない額を記入し、「竣工の状況」欄には「良」又は「不良」等の状況を記入してください。

**表 1-5：島根県税納税証明について**

島根県税について全税目未納の徴収金がないことが証明された納税証明書（写し可）で、入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。また、島根県税の納税義務がない場合、島根県内に支社等が無い場合であっても、**全ての申請者において島根県税に係る同様の納税証明書の添付が必要**となります。

なお、納税証明書の交付については、下表に記載する各県民センター等に「県税・地方法人特別税の納税等の証明書交付申請書（一般用）（様式は島根県のHP [https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei\\_syomei/nouzeisyomei.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html) からダウンロードできます）」を直接持参して申請してください。手数料として420円分の島根県収入証紙が必要です。県外に本社があり直接持参が困難な場合には、郵送による受付も行っています。郵送の場合は、証明書交付申請書の他に定額小為替500円分（交付手数料420円＋返送用郵券料の80円分。郵便局で購入できます。）と30円分（返信用郵券料の不足分）の切手及び宛名を記載した返信用封筒（定形）を同封してください。

**※令和6年10月1日以降、郵券料が変更となります。（84円→110円）**

そのため、10月1日以降に郵送の申請をされる場合は、定額小為替500円分（交付手数料420円＋返送用郵券料の80円分。郵便局で購入できます。）と30円分（返信用郵券料の不足分）の切手及び宛名を記載した返信用封筒（定形）を同封してください。

○ご不明な点については下表の各県民センター等へお問い合わせください。

担当窓口	電話番号	管轄区域
東部県民センター収納管理課 （〒690-0011松江市東津田町1741-1）	(0852)32-5629	松江市・安来市・県外
東部県民センター隠岐税務部税務課 （〒685-0015隠岐郡隠岐の島町港町塩口24）	(08512)2-9617	隠岐の島町・海士町・西ノ島町・知夫村
東部県民センター雲南事務所納税課 （〒699-1396雲南市木次町里方531-1）	(0854)42-9520	雲南市・奥出雲町・飯南町

東部県民センター出雲事務所納税課 (〒693-8511出雲市大津町1139)	(0853)30-5534	出雲市
西部県民センター収納管理課 (〒697-0041浜田市片庭町254)	(0855)29-5522	浜田市・江津市
西部県民センター県央事務所納税課 (〒694-0064大田市大田町大田1236-4)	(0854)84-9576	大田市
西部県民センター県央事務所川本駐在スタッフ (〒696-8510邑智郡川本町川本265-3)	(0855)72-9516	川本町・美郷町・邑南町
西部県民センター益田事務所納税課 (〒698-0007益田市昭和町13-1)	(0856)31-9516	益田市・津和野町・吉賀町

**表 1-6 : 業態調書 【様式第 4 号】**

資本関係・親会社－子会社の関係に係る調書です。当該関係のない場合も「該当無し」と記載し、記名のうえ提出してください。

なお、様式第 4 号に添付している説明資料を参照してください。

**【土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事又は舗装工事を申請する業者が対象となる資料】**

土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事又は舗装工事における工事成績評点、受注実績について

**確認書類の提出は不要。**

県内業者の土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事又は舗装工事においては、島根県が発注した工事で完了検査の際に通知している工事成績評点の平均点（土木一式工事、舗装工事は令和 3・4・5 年度の 3 ヶ年、建築一式工事は令和元・2・3・4・5 年度の 5 ヶ年の平均点）や工事受注実績を特別点の計算に反映します。

なお、島根県各発注部局（※）の上記該当期間における土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事又は舗装工事においては工事成績評点及び工事受注実績を県で集計し、算出した平均点や工事受注実績を特別点の計算に使用します。

※島根県各発注部局 = 知事部局の全て、出納局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、境港管理組合

**表 2-7 : A 及び B 等級の条件 【技術者の合格証及び健康保険証等（3 名分）】**

島根県は、土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事又は舗装工事の入札参加者に格付を行っておりますが、総合点数が A 級又は B 級の基準点数以上となる者であっても、「直接的且つ恒常的な雇用関係」にある技術者の在籍人数によって 1 ランク下の等級に格付けすることにしてあります。

従って、その確認書類として、1 級資格者から順に最大で 3 名分の資格者証及び健康

保険証等を提出してください。

① A級格付後に要件を満たさなくなった場合はB級、B級格付後に要件を満たさなくなった場合はC級に降格となります。

② 降格となった者が改めて技術者要件を満たした場合のみ、A級又はB級に昇格することが出来ます。

< 1級等技術者の合格証 >

建設業法第15条第2号イに該当する者の合格証(写)又は同号ハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者の認定証(写)を添付。

< 健康保険証等 >

上記技術者の氏名及び所属事業所名が記載されている健康保険被保険者証(写)、健康保険厚生年金標準報酬決定通知書(写)、雇用保険通知書(写)、住民税特別徴収税額通知書(写)等の「直接的且つ恒常的な雇用関係」であることが証明できる書類を添付してください。

なお、本社又は委任している支社・営業所等以外の支社・営業所等に勤務する者であっても構いません。

< 3名分 >

1級技術者が3名を超えて在籍する場合であっても、3名分のみを添付してください。また、土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事及び舗装工事を申請する場合は、それぞれ3名分必要ですが、同一技術者がそれぞれの資格を有する場合は重複しても構いません。

**表2-8：CPDSについて（土木一式工事、法面処理工事又は舗装工事のみ）**

申請日前までの5年間における会社全体でのユニット数のトータルを確認するため、(一社)全国土木施工管理技士会連合会で発行する学習履歴証明書(ユニット数の証明書)を添付してください。

(5年間で100ユニット以上が特別点の対象であり、それ以下なら提出不要)

**表2-9：CPDについて（建築一式工事のみ） 【様式第8号】**

会社全体での「研修による能力開発」の取得単位数の合計を確認するため、様式第8号により(一社)島根県建築士会に証明を依頼し、(一社)島根県建築士会で証明されたものを様式第8号その2に集計し提出してください。

なお、証明願の申請者は、個人でも会社でも構いません。

(平成31～令和5年度で50単位以上が特別点の対象であり、それ以下なら提出不要)

建築施工管理CPDの取得単位数の合計を確認するため、様式8号その3またはCPDシステムにより(一財)建設業振興基金に証明を依頼し、(一財)建設業振興基金で証明されたもの(基金の様式6a)を提出して下さい。

(平成31～令和5年度で20単位以上が特別点の対象であり、それ以下なら提出不要)

**表 2-10：しまね・ハツ・建設ブランドの登録状況について**  
**(土木一式工事、法面処理工事又は舗装工事のみ)**

しまね・ハツ・建設ブランドの推奨技術及び登録技術に認定された技術を保有している場合、島根県土木部技術管理課より発行された登録通知の写しを提出してください。

**表 2-11・12：障がい者雇用に関する確認資料について 【様式第 5 号】**

土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事又は舗装工事を申請する県内業者で、「令和 6 年 4 月 1 日以降の法定雇用率により申請日時点の従業員数で障がい者の雇用義務のある事業者となる」、又は「障がい者の雇用義務がないが、申請日時点で障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日 法律第 123 号）第 2 条に定める障害者を雇用している事業者である」者は作成してください。

○障害者雇用状況調書【様式第 5 号】の作成方法

- ①「従業員数（短時間労働者を含む）」および「従業員のうちの障害者数」の基準日は、申請日としてください。
- ②「法定雇用義務数」欄は、障がい者の雇用義務がある事業者となる場合のみ記入してください。なお記入にあたっては、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の数字をそのまま記載するのではなく、申請日現在での以下の計算例を参考に、再計算されたものを記入してください。
- ③「身体障害者手帳等の番号」欄は、交付された身体障害者手帳、療育手帳等の番号について、1 人につき一行に記入してください。（1 人の者が複数の手帳を有する場合は、一行に記入してください。）

今回の申請での「雇用義務のある事業主」は、申請日時点の従業員数により以下の計算を行い、法定雇用障害者数が 1 人以上となる事業主です。

**【計算例】**

令和 6 年 4 月 1 日以降の法定雇用率	2.5%
建設業の除外率	<del>10%</del> 20%
従業員数（短時間勤務者を除く）	43名
短時間勤務者数（週20時間以上30時間未満）	3名

$$\{ 43 + 3 \times 0.5 - (43 + 3 \times 0.5) \times \del{10}20\% \} \times 2.5\% = \del{1.0}0.89 \text{名}$$

(従業員の総数) - (建設業の除外率：除外数は整数止め) × (法定雇用率)  
 = (法定雇用障害者数)

$$\begin{array}{ccc} \downarrow & & \downarrow \\ 44.5 & - & \del{4.45}8.9 = \del{40.05}35.6 \text{名} \end{array}$$

※建設業の場合、短時間勤務者を 0.5 で換算したものを含む従業員の総数が ~~44.5~~人 50 人以上となるものが、障がい者の雇用義務のある事業主となります。



☆申請日時点の従業員数で、障がい者の雇用義務のある事業者となる場合、様式第5号と併せて添付する書類：

- ①公共職業安定所に報告した障がい者雇用状況報告書（写）
- ②健康保険厚生年金標準報酬決定通知書、身体障害者手帳等、申請日現在の従業員数、障がい者数の状況が確認できる書類（写）も添付してください。

☆障がい者の雇用義務がないが、申請日時点で障がい者を雇用している者の場合、様式第5号と併せて添付する書類：

- ①障がいを証明するものの写し ⇒ 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等の写し
- ②直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し ⇒ 本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等の写し

☆障害者就労支援事業所等からの購入支援を行っている者の場合（土木一式、建築一式及び舗装工事のみ）様式第5号のみ提出

製品購入による加点を申請する者は「しまねゆめいくカンパニー」認定の有無のみで判定します。

これ以外の方法での加点認定はしません。

[照会先：島根県 健康福祉部 障がい福祉課 地域生活支援スタッフ 0852-22-5588]

#### **表2-13：「子ども・女性みまもり運動」の活動に関する確認書類について**

環境生活総務課よりリストの報告がありますので、確認書類の**提出は不要**です。

[照会先：島根県 環境生活部 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 0852-22-6216]

#### **表2-14：島根県建設業労働災害防止協会加盟、及び、同協会主催の現場安全点検パトロール参加実績証明書**

申請日前の3年間(R3.12.1～R5.10.31。以下同じ。)の状況について、建設業労働災害防止協会島根県支部より、島根県へ活動実績報告がありますので、証明書（写）の**提出は不要**です。

#### **表2-15：労働安全講習受講実績報告書 【様式第10号】**

申請日前の3年間において、建設業労働災害防止協会島根県支部が実施した「安全衛生教育研修」の中で下記に指定する研修を受講した実績を様式10号にとりまとめ提出してください。

併せて、受講した研修の修了証（写）を提出してください。

##### **【指定講習】**

- ①職長・安全衛生責任者教育
- ②職長のためのリスクアセスメント教育

- ③総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ④車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）  
運転業務従事者安全衛生教育（定期）
- ⑤建設業等における管理者のための熱中症予防教育
- ⑥足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期）
- ⑦現場管理者統括管理講習
- ⑧職長・安全衛生責任者能力向上教育（定期）

**表 2-16：建設労働者の福利向上に関する確認書類について**

- ①「建設業退職金共済事業加入証明書」
- ②「法定外労働災害補償制度加入証明書」（写）
- ③「企業年金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」
- ④「退職一時金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」

が**全て揃っている者のみ対象となります。**

- ・経営事項審査時に①②を提示している者は③④のみ提出してください。
- ・経営事項審査時に①②を提示していない者は③④に加え提示していない①②を提出してください。

**表 2-17：雇用者関係調書 【様式第7号】**

☆若年者の雇用（最大5名分、役員を除く正規職員）

申請日前の3年間に於いて、雇用時点の年齢が29才以下の若年者を正規職員として雇用（正規職員としての雇用とは、雇用保険等の加入が義務となる正規な職員としての雇用）し、申請日時点で引き続き雇用している者を記入してください。

様式第7号と併せて、加対象者に関して添付する書類：

- ①「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）
- ②就労証明書又は申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）

※②は、申請日時点で引き続き雇用していることを確認する書類として提出するものであるため、給与月額等、不要な情報は黒塗り等を行ったものを提出してかまいません。（下記の継続雇用および新たに資格を取得した場合も同様で可。）

☆令和4・5・6年度名簿において「若年者の雇用」で加点した者の継続雇用（最大5名分、役員を除く正規職員）申請日前の2年以上、正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用しており、県内営業所に勤務している者を記入してください。

様式第7号と併せて、加対象者に関して添付する書類：

- ①「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（直前3年度分）」又は「雇用開始日が確認出来る書類」（写）
- ②就労証明書又は申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿（写）
- ③令和4・5・6年度名簿の申請時に提出した様式第7号

☆平成31・32（～R3）年度名簿において「若年者の雇用」で加点され、令和4・5・6年度名簿において「継続雇用」で加点された者が、新たに資格（建設業法に係る主任技術者になれる資格（実務経験は除く）または1・2級建設業経理士）を取得した場合

(最大5名分、役員を除く正規職員) 申請日前の6年以上、正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用しており、新たに資格を取得した、県内営業所に勤務している者を記入してください。

様式第7号と併せて、加対象者に関して添付する書類：[土木一式、建築一式のみ]

- ①「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(直前5年度分)」又は「雇用開始日が確認出来る書類」(写)
- ②就労証明書又は申請日の前月分の賃金支払台帳又は源泉徴収簿(写)
- ③平成31・32(～R3)年度名簿、令和4・5・6年度名簿の申請時に提出した様式第7号(2回分)
- ④建設業法に係る主任技術者になれる資格等(別添「監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等」参照および1・2級建設業経理士)の合格証(写)および資格者証(写)

**【既に資格を有している場合の取扱い】**

対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格(例：2級施工管理技術者は1級施工管理技術者を取得、1級施工管理技術者は他の主任技術者になり得る資格)を取得した場合に加点。(様式第7号に資格取得日を記載してください)

**表2-18：除雪業務委託に関する確認書類について(土木一式工事及び舗装工事のみ)**

過去3年間(令和4年度、令和5年度、令和6年度)に国または地方公共団体(県・県内市町村)と除雪委託業務(凍結防止剤散布を含む)委託を契約した実績がある場合、それぞれの年度に対し1通ずつ契約書(写)を添付してください。

※ただし、県土整備事務所(県土整備局)との契約のうち、令和4年度、令和5年度に関する書類は不要です。

**表2-19～23：防災協定・緊急時対応実績等に関する確認書類について【様式第6号】**

※ ①と③については、島根県建設業協会に限り、加入証明書は不要です。

- ①県と防災協定を締結している団体へ加入している者は、加入証明書(申請日前3ヶ月以内のもの有効)を提出してください。
- ②県と防災協定を締結している団体に加入していない者で、申請日の前3年間に島根県からの依頼を受け災害時の緊急対応を行った場合に災害時地域貢献申告書(様式第6号)を作成し提出してください。  
なお、依頼した島根県(地方機関でも可)の証明を必要とします。
- ③県と家畜伝染病防疫対策協定を締結している団体へ加入している者は加入証明書(申請日前3ヶ月以内のもの有効。①と併記しているもので可)を提出してください。

**【④～⑥は「建築一式工事」のみ】**

- ④「島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者」については登録証(写)を提出してください。
- ⑤「島根県地震被災建築物応急危険度判定士」については登録証(写)及び健康保険

証（写）等、常時雇用が確認できる書類を最大で2名分提出してください。

- ⑥「島根県被災住宅応急復旧相談員」については相談員証（写）及び健康保険証（写）等、常時雇用が確認できる書類を最大で2名分提出してください。

#### **表2-24：消防団協力事業所に関する確認書類について**

消防総務課より、消防団協力事業所リストの報告がありますので、確認書類の**提出は不要**です。

[照会先：島根県 防災部 消防総務課 消防保安係 0852-22-6260]

#### **表2-25：「ハートフルしまね」の活動に関する確認書類について 【様式第9号】**

ハートフルしまねに法人として登録している場合の証明資料として、登録時に県土整備事務所等から交付される「愛護団体認定証」（ハートフルしまね）の写しを添付してください。また、過去3年間（R3～R5年度）における活動実績については様式第9号により提出してください。

（活動実績2回以上・道路美化活動のみの場合は4回以上、担当者等の証明は不要です。）

#### **表2-26：学校支援企業等」の活動に関する確認書類について**

申請日前の3年間に「学校支援企業等」（島根県教育庁社会教育課が所管する明日のしまねを担う子どもたちの夢を育む学校教育活動を支援する企業等をいう。）の登録事業所として、職場体験等の活動した実績（3年間に1回以上）について、学校長が証明した書類（写）を提出してください。

[照会先：島根県 教育庁 社会教育課 社会教育スタッフ 0852-22-6876]

#### **表2-27・28：しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」及び知事表彰企業「プレミアムこっころカンパニー」に関する確認書類について**

女性活躍推進課よりリストの報告がありますので、確認書類の**提出は不要**です。

[照会先：島根県 政策企画局 女性活躍推進課 女性活躍企画推進係 0852-22-5245]

#### **表2-29：しまね女性の活躍応援企業登録及び知事表彰の確認書類について**

女性活躍推進課よりリストの報告がありますので、確認書類の**提出は不要**です。

[照会先：島根県 政策企画局 女性活躍推進課 女性活躍企画推進係 0852-22-5245]

**表 3-30 : 法面処理工事に関する確認書類について**

法面処理工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類を**全て提出**してください。（※②は特別点を認定するための書類であるため、**県外業者は提出不要**）

区分	提出書類
① 工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出したとび・土工・コンクリート工事の法面処理工事に係る工事経歴書
② 法面施工管理技術者・グラウンドアンカー施工士・地すべり防止工事士・のり面ノズルマンに関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面施工管理技術者登録証※<sup>1</sup>（写）又は資格者証（写）</li> <li>・グラウンドアンカー施工士登録証※<sup>2</sup>（写）又は資格者証（写）</li> <li>・地すべり防止工事士登録証※<sup>3</sup>（写）又は資格者証（写）</li> <li>・のり面ノズルマン登録証※<sup>4</sup>（写）又は資格者証（写）</li> <li>・健康保険証等（写）</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ 詳細はP 1 1 に記載の確認書類を参照</p>
③ 法面施工に用いる施工機械※に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[別冊]「令和7・8年度入札参加資格申請における「法面施工に用いる施工機械に関する書類」について」参照</li> <li>・第二種圧力容器明細書（写）</li> </ul>

**【資格付与機関】**

※1：（一社）全国特定法面保護協会    ※2：（一社）日本アンカー協会

※3：（一社）斜面防災対策技術協会    ※4：（一社）全国特定法面保護協会

※種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械（削孔機）、グラウンドアンカー施工機械（削孔機械）

※なお、県内業者の法面施工に用いる施工機械の保有状況ならびに稼働状況については、認定後、現地で確認を行う予定です。

（現地確認の結果、認定を取り消す場合があります。）

**表 3-31 : 舗装工事に関する確認書類について**

舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事の入札参加資格を申請する場合は、以下に掲げる書類を**全て提出**してください。

特殊舗装工事（詳細→P 5）のみの申請については、特別な書類は必要ありません。

区分	提出する書類
① 工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
② 1・2級舗装施工管理技術者に関する書類	・舗装施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等（写） ※詳細はP 11に記載の確認書類について参照
③ オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許（写） ・技能講習（車両系）修了証書（写） ・健康保険証等（写） ※詳細はP 11に記載の確認書類について参照
④ アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書（写）、機械台帳（写）、 <u>継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書（写）</u> ）
⑤ モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書（写）、機械台帳（写）、 <u>継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書（写）</u> ）

※なお、県内業者のアスファルトフィニッシャーの保有状況ならびに稼働状況については、認定後、現地で確認を行う予定です。

（現地確認の結果、認定を取り消す場合があります。）

#### 9. 問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
島根県土木部土木総務課建設産業対策室  
TEL : 0852-22-6429 FAX : 0852-22-5782

# 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

◎・・・監理技術者・監理技術者補佐となり得る国家資格等  
 ○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法 (技術検定)	1級建設機械施工管理技士 (旧 1級建設機械施工技士)	◎				◎							◎																	
	2級建設機械施工管理技士(第1種～第6種) (旧2級建設機械施工技士(第1種～第6種))	○				○							○																	
	1級土木施工管理技士	◎				◎	◎					◎	◎	◎				◎										◎		◎
	2級土木施工管理技士	種別 土木	○				○	○					○	○	○														○	◎
		種別 鋼構造物塗装																		○										
		種別 薬液注入					○																							
	1級建築施工管理技士	◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎			◎
	2級建築施工管理技士	種別 建築	○																											◎
		種別 躯体			○	○							○	○	○															◎
		種別 仕上げ			○	○	○	○				○						○	○	○	○	○	○				○			◎
	1級電気工事施工管理技士								◎															◎						
	2級電気工事施工管理技士								○																					
	1級管工事施工管理技士								◎																					
	2級管工事施工管理技士								○																					
	1級電気通信工事施工管理技士																							◎						
2級電気通信工事施工管理技士																							○							
1級造園施工管理技士																								◎						
2級造園施工管理技士																								○						
建築士法 (建築士試験)	一級建築士		◎	◎			◎				◎	◎									◎									
	二級建築士		○	○			○				○										○									
	木造建築士			○																										
技術士法 (技術士試験)	建設(「鋼構造及びコンクリートを除く」・総合技術監理「建設」(「鋼構造及びコンクリートを除く」))	◎				◎		◎					◎	◎										◎					◎	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」	◎				◎		◎					◎	◎										◎					◎	
	農業「農業農村工学」・総合技術監理「農業-農業農村工学」	◎				◎																								
	電気電子・総合技術監理「電気電子」							◎															◎							
	機械(「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」を除く)・総合技術監理「機械」(「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」を除く)																						◎							
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理「機械-熱・動力エネルギー機器」又は「機械-流体機器」												◎										◎							
	上下水道(「下水道」)・総合技術監理「上下水道」(「下水道」)								◎																			◎		
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道-上水道及び工業用水」												◎													◎	◎			
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産-水産土木」	◎				◎									◎															
	森林「林業・林産」・総合技術監理「森林-林業・林産」																								◎					
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林-森林土木」	◎				◎																			◎					
	衛生工学(「建築物環境衛生管理」)・総合技術監理「衛生工学」(「建築物環境衛生管理」)									◎																				
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学-水質管理」										◎																	◎		
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理「衛生工学-廃棄物・資源循環」										◎																	◎	◎	
	電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士								○																				
第2種電気工事士									○																					
電気事業法 (電気主任技術者国家試験等)	電気主任技術者(1種～3種)								○																					
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者																						○							
電気通信事業法 (工事担任者)	工事担任者資格者証(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方)の交付を受けた者																						○							
	工事担任者資格者証(総合通信)の交付を受けた者																						○							

※◎の一次検定合格者(1級技士補)でかつ当該業種の主任技術者有資格者は監理技術者補佐になり得る





# 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

◎・・・監理技術者となり得る国家資格等  
 ○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
その他	地すべり防止工事(注2)					○																			○						
	基礎ぐい工事(注3)					○																									
	建築設備士(注4)								○	○																					
	計装(注5)								○	○																					
	解体工事施工技士																														○
基幹技能者(注6)	登録電気工事基幹技能者							○															○								
	登録橋梁基幹技能者					○						○																			
	登録造園基幹技能者																							○							
	登録コンクリート圧送基幹技能者					○																									
	登録防水基幹技能者																			○											
	登録トンネル基幹技能者					○																									
	登録建設塗装基幹技能者																			○											
	登録左官基幹技能者					○																									
	登録機械土工基幹技能者					○																									
	登録海上起重基幹技能者																														
	登録PC基幹技能者					○							○																		
	登録鉄筋基幹技能者												○																		
	登録圧接基幹技能者												○																		
	登録型枠基幹技能者					○																									
	登録配管基幹技能者									○																					
	登録蕨・土工基幹技能					○																									
	登録切断穿孔基幹技能者					○																									
	登録内装仕上工事基幹技能者																				○										
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											○			
	登録エクステリア基幹技能者					○	○					○																			
	登録建築板金基幹技能者						○												○												
	登録外壁仕上基幹技能者					○														○	○										
	登録ダクト基幹技能者										○																				
	登録保温保冷基幹技能者																						○								
	登録グラウト基幹技能者					○																									
	登録冷凍空調基幹技能者										○																				
	登録運動施設基幹技能者					○								○													○				
	登録基礎工基幹技能者					○																									
	登録タイル張り基幹技能者											○																			
	登録標識・路面標示基幹技能者					○														○											
	登録消火設備基幹技能者																														○
	登録建築大工基幹技能者					○																									
	登録硝子工事基幹技能者																				○										
	登録土工基幹技能者					○																									
	登録ALC基幹技能者												○																		
登録ウレタン断熱基幹技能者																							○								
登録発破・破砕基幹技能者					○																										
登録建築測量基幹技能者					○																										
登録解体基幹技能者																														○	
登録圧入工基幹技能者					○																										
登録送電線工事基幹技能者					○				○																						
登録さく井基幹技能者																										○					
登録あと施工アンカー基幹技能者					○																										

備考

資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

(注1) 技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。〔登録解体工事講習とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。〕

(注2) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

(注3) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。

(注4) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

(注5) 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。

(注6) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。